



使用開始日：2023年11月11日

スパークス・日本株L&Sファンド (野村SMA・EW向け)

追加型投信／国内／株式／特殊型(ロング・ショート型)

投資信託説明書(交付目論見書)

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
追加型	国内	株式	特殊型(ロング・ショート型)	その他資産(投資信託証券(株式一般))	年1回	日本	ファミリーファンド	ロング・ショート型

※商品分類及び属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ【<https://www.toushin.or.jp/>】をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「スパークス・日本株L&Sファンド(野村SMA・EW向け)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2023年10月20日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2023年11月5日に発生しております。

■当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合に、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

■当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

■金融商品取引法第15条第3項に規定する交付の請求があったときに直ちに交付しなければならない目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。なお、請求目論見書の交付を請求した場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号

設立年月日：2006年4月3日

資本金：25億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：5,516億円

(2023年7月31日現在)

[照会先]

ホームページ <https://www.sparx.co.jp/>

電話番号 03-6711-9200

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

<受託会社>[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

※ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は上記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてスパークス・ミディアム・レバレッジドL&Sマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、わが国の株式市場全体の動向による価格変動リスクを抑制しつつ、絶対値基準での信託財産の中・長期的な安定成長を図ることを目標に運用を行います。

- その目的達成のため、将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方過大評価されている魅力の乏しい株式を空売りする運用およびその他の派生商品を利用した運用を行います。投資対象は円建て資産としますが、日本企業が海外で発行した円建て転換社債なども対象とします。

ファンドの特色

1. 企業価値をターゲットとしたダブル・アルファの追求

- 割安な銘柄を買建て（ロング）し、割高な銘柄を売建て（ショート）することで市場要因を低減させ、ロング・ショート両方による超過収益（ダブル・アルファ）を目指します。
- 徹底的な現場リサーチによる企業の目利き力を活用し、より多くの投資機会の獲得を目指します。

2. 株式投資の魅力を活かすロング・バイアス

- 買建て（ロング）は売建て（ショート）と比較し、長期で見た場合、高いリターンをもたらすと考えています。
- スパークスの株式ロング・ショート投資戦略は、ロング・バイアス（ショートよりもロングのポジションを多めに保有）となっています。

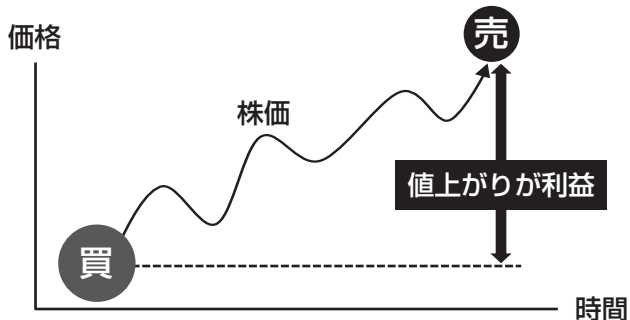
3. レバレッジを活用した効率的なリターン特性

- ロング・ポジションとショート・ポジションの絶対値の合計は、実質的に信託財産の純資産総額の150%以内を目途として運用を行うことにより、積極的に組入銘柄選択による収益の獲得を目指します。

■ 株式ロング・ショート投資戦略とは ■

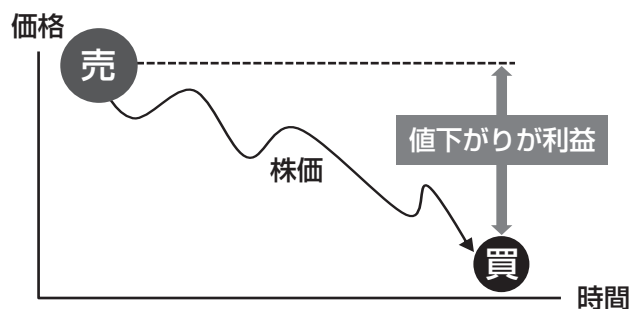
- 株式ロング・ショート投資戦略とは、価格変動を抑えた上で絶対収益の獲得を目指す投資戦略です。
- 値上がりが期待できる割安な株式を買建て、同時に値下がりが予想される割高な株式を信用取引等を活用し売建てすることで、収益の獲得を目指します。
- 株式の買建てを「ロング」、売建てを「ショート」と言うことからこのように呼ばれています。

ロングとは



ロングの役割
株価上昇を捉える

ショートとは



ショートの役割
株価下落を捉える

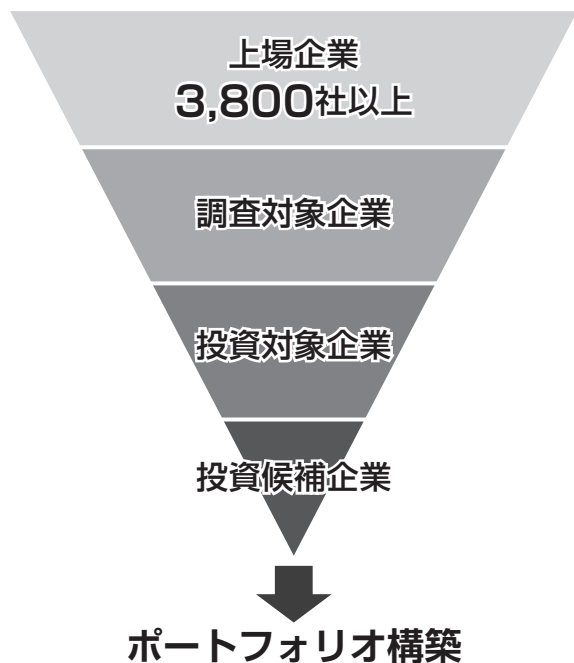
*投資時の想定と異なり、株価がロングの場合は下落、ショートの場合は上昇すると、両方合わせて大きな損失となり、通常のコストにおける損失よりも大きくなる可能性があります。

※上記は株式ロング・ショート投資戦略の考え方の理解を深めていただくためのイメージ図であり、当ファンドの将来の結果をお約束するものではありません。また、全てのケースに当てはまるものではありません。

出所：スパークス・アセット・マネジメント

■ 投資先企業の選定プロセス ■

当ファンドは、投資基準に合致し、潜在価値や成長性から見て過大評価・過小評価されている企業を選別して投資します。



1. 創業来、30年以上に亘り積み上げてきた企業調査

- 日々の調査活動やリサーチミーティングでのディスカッションを通して得られた投資アイデアをベースに調査を行います。
- 投資ユニバースは常に拡充・入替をしています。

2. 共通のリサーチプラットフォームによる企業調査

- 経営者の質、企業収益の質、市場の成長性の3つの観点から、企業価値を評価します。
- 投資経験と知見から、リスク・リターンバランスを考慮して企業を選別します。

3. バリュエーション・ギャップとカタリスト^(注)が認識される企業を深く調査

- 中長期的な収益見通しやセクター毎の特異性を考慮したバリュエーションモデルを通じて企業の実態価値を測定します。
- 経営陣、ビジネスモデル、産業構造の変化から、カタリストの有無を判定します。

(注)カタリスト(きっかけ・要因)：株価が実態価値へと収れんするプロセス(バリュエーション・ギャップの解消)を促すきっかけ要因をカタリストといいます。企業調査をする際に、もう一つの重要な要素となります。

※上記は当ファンドへの理解を深めていただくためのイメージ図です。全てのケースに当てはまるものではなく、将来の結果をお約束するものではありません。

出所：スパークス・アセット・マネジメント(2023年7月末日現在)

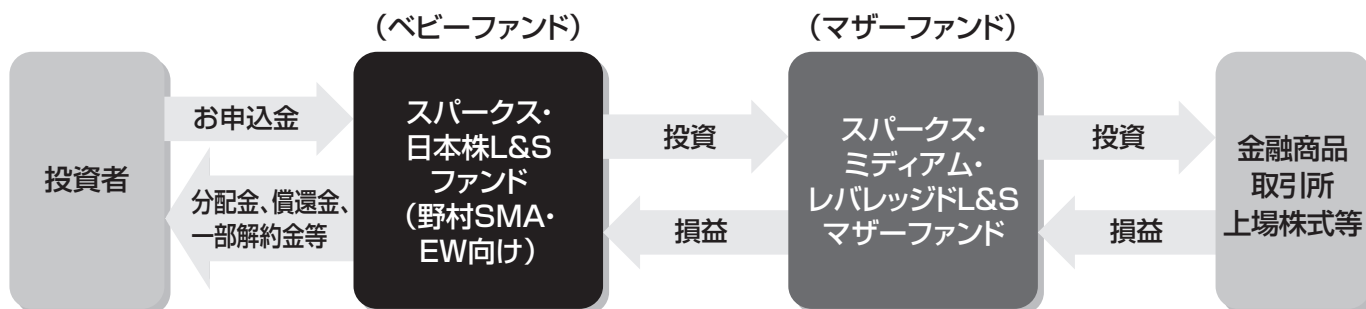
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※運用体制等の詳細につきましては、請求目論見書に掲載しております。

■ ファンドの仕組み ■

当ファンドは、ファミリーファンド方式※により運用を行います。

※ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



■ スパークス・アセット・マネジメント株式会社について ■

一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。

スパークスは、1989年の創業以来、株式市場を取り巻く環境がいかに厳しくとも「マクロはミクロの集積である」という投資哲学の下、ボトムアップ・リサーチを行っております。

親会社であるスパークス・グループ株式会社は旧JASDAQ市場（銘柄コード8739）に2001年12月に運用会社として初めて上場いたしました。

■ 主な投資制限 ■

ネット・ポジション*の投資割合	ネット・ポジションの投資割合は、実質的に信託財産の純資産総額の0%以上100%以下とします。
外貨建資産の投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

※ネット・ポジション：ロング・ポジションからショート・ポジションを差し引いた金額に有価証券先物取引等の原資産換算合計額を合算した金額

■ 分配方針 ■

年1回の決算時（毎年12月6日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、分配を行わないこともあります。
- ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※上記の分配方針は将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 実績報酬 ■

計算期間を通じて毎日、原則として前営業日の基準価額（1万口当たり）がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に22%（税抜20%）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額を控除した額が計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

$$\text{実績報酬} = \left(\text{前営業日の基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク} \right) \times \text{22\% (税抜20\%)}$$

実績報酬額の実際の支払いは、原則として毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき当該基準価額が当該ハイ・ウォーター・マークを超えている場合に、信託財産中から委託会社に支弁するものとします。

（期中に一部解約が行われた場合、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額は上記の基準価額の水準にかかわらず支払われます。）

※当ファンドの実績報酬は、ファンドの運用実績に応じて委託会社が受け取る運用の対価です。

◆ ハイ・ウォーター・マークについて

当ファンドの実績報酬の算定には、ハイ・ウォーター・マークを採用します。

- ① 設定日から最初の計算期末まで：10,000円（1万口当たり）
- ② 上記①以降：毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（以下、「当該日」といいます。）において、当該日の前営業日の基準価額が、
 - その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合
⇒ 翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。
 - その時点のハイ・ウォーター・マークを下回った場合
⇒ ハイ・ウォーター・マークは変更されません。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

※当ファンドのハイ・ウォーター・マークの価額につきましては、委託会社の照会先までお問い合わせください。

◆ 実績報酬の留意点

- 毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
- 実績報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末に当ファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資等を通じて、国内の株式などの値動きのある有価証券に投資し、派生商品取引を活用しますので、ファンドの基準価額は変動します。**従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

価格変動リスク(株式等への投資リスク・派生商品取引リスク)

一般に株価やその他の金融派生商品は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

また当ファンドは、ロング・ポジションとショート・ポジションの絶対値の合計については、実質的に信託財産の純資産総額の150%以内としているため、レバレッジがかかっている場合には損失が通常のファンドよりも大きくなる可能性があります。

ロング・ショート戦略固有のリスク

当ファンドは売建て（ショート・ポジション）取引を行いますので、売建てた株式等が値上がりした場合、基準価額が下落する要因となり、株式市場の上昇局面でも損失を被るリスクがあります。また、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合、通常のファンドにおける損失よりも大きくなる可能性があります。

信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

集中投資のリスク

当ファンドは、銘柄を絞り込んだ運用を行う可能性があるため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる場合があります。

一部解約による資金流出等に伴うリスク

- ・ 大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあり、その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。
- ・ 当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて運用を行いますので、同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及び場合があります。

その他の留意事項

● システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

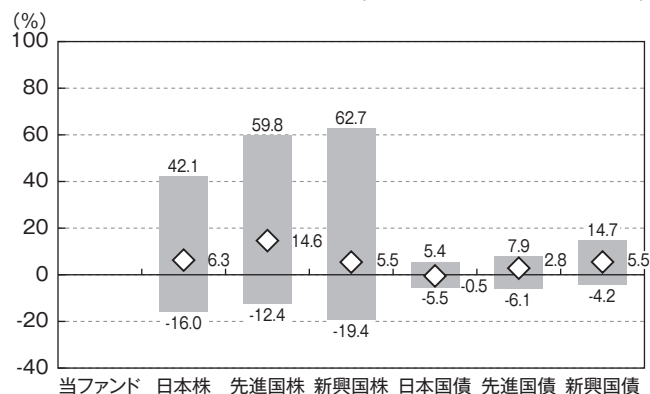
- ・ 委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。
- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

■ 参考情報 ■

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 (2018年8月～2023年7月)

ファンドの運用は、2023年11月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2018年8月～2023年7月)



※上記グラフは、2018年8月～2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドの運用は、2023年11月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXは、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、JPXはTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」といいます。)が公表している指数で、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、NFRCおよびその許諾者に帰属します。NFRCは、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

3. 運用実績

ファンドの運用は、2023年11月6日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ ■

購入単位	1円以上1円単位（当初元本1口=1円）
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
購入の申込者の制限	当ファンドのお申込みを行う投資者は、原則として販売会社にSMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座を開設した者等に限るものとします。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2023年11月11日から2025年2月28日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2023年11月6日設定）
繰上償還	受益権口数が10億口を下回る事となった場合等には、償還となる場合があります。
決算日	毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日は、2023年12月6日とします。
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わないこともあります。 ※収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円を上限とします。
公告	原則として電子公告の方法により行い、ホームページ【 https://www.sparx.co.jp/ 】に掲載します。
運用報告書	ファンドの毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、原則として販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ※上記は2023年7月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ ファンドの費用、税金 ■

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません。		
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して 0.20% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して 年率1.111% (税抜1.01%) を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率		
信託報酬の配分	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.95%	ファンドの運用、開示書類等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.03%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率0.03%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
実績報酬	計算期間を通じて毎日、原則として前営業日の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に 22% (税抜20%) の率を乗じて得た額とします。 ※実績報酬の詳細については4ページをご参照ください。		
監査費用 印刷費用	監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11% (税抜0.10%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ※監査費用：ファンドの監査人に対する報酬および費用 印刷費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用		
その他の費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 ※組入有価証券の売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息		

※当該手数料等の合計額については、ファンドの購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2023年7月末日現在のものです。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。